

令和8年度以降における 岩手県の復興の課題について

被災者の人間らしい「暮らし」「学び」「仕事」を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障

令和6年6月14日(金)
岩手県

1 復興の基本理念

東日本大震災復興基本法 基本理念(抜粋)

- 被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない**活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策の推進**
- 一人一人の人間が災害を乗り越えて**豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進**

復興庁設置法の一部改正

- 復興庁の設置期間を**10年間(令和13年3月31日まで)延長**

[参議院附帯決議(抜粋)]

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- ・ 被災地の実情により中長期的な対応が求められる事業については、5年を超えて事業支援を継続すること。
- ・ 心のケア等の被災者支援等については、中長期にわたる継続した対策を講ずること。
- ・ 児童生徒への心のケアは長期にわたることを踏まえ、特別な教員加配、スクールカウンセラー等の配置等の支援策を今後も継続すること。
- ・ 移転跡地の利活用促進に向けた必要な措置を講ずること。

震災を起因としながらも複雑・多様化した課題が顕在化し、被災地の市町村からも中長期的な対応を求められているところであり、第2期復興・創生期間後においても、基本理念を踏まえながら、持続可能で活力ある地域社会の創造に向けた取組を継続することが必要

2 被災者の心のケア・生活相談支援

(1) 被災者の心のケア

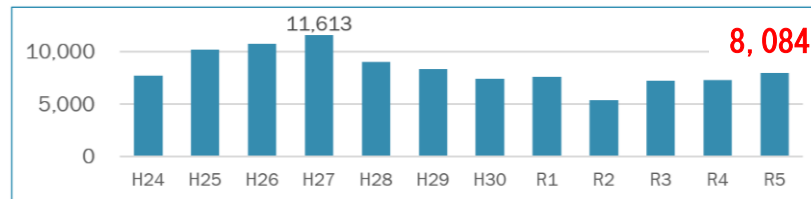
精神保健医療体制が極めて脆弱な被災地では、心のケアへの支援ニーズが高いまま

① 復興意識調査

健康づくりやこころのケアの推進が「重要」又は「やや重要」と回答した人の割合

平成24年	87.0%
令和6年	81.3%

② 県こころのケアセンター相談件数



新型コロナウイルス対策のため相談頻度の調整を行った令和2年度を除き、平成30年度以降は年間7千件を超えている。

③ 精神科医師一人当たりカバー面積

	精神科医師数	カバー面積
岩手県沿岸	17人	310.4km ²
岩手県全体	134人	114.0km ²
全国	14,741人	25.6km ²

④ 市町村保健師一人当たりカバー面積

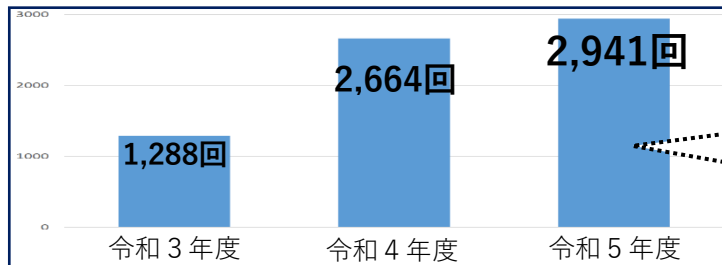
	保健師数	カバー面積
岩手県沿岸	126人	41.9km ²
岩手県全体	456人	33.5km ²
全国	32,733人	11.5km ²

沿岸被災市町村においては、精神保健医療体制が極めて脆弱である。

(2) 被災者の生活相談支援

相談対応回数がセンター開設当初の2倍超、課題の複雑化・多様化でニーズが増加

○ いわて被災者支援センター 相談対応回数



【いわて被災者支援センター】

恒久的な住宅への移行後における生活面や経済面等の課題を抱え、生活が安定しない被災者に対し、関係機関や専門家と連携し、生活再建を支援するため、令和3年に新たに設置開設から3年が経過し、今後、さらなる相談回数の増加が見込まれる。

被災後も所有している土地の整理、住宅再建で抱えた住宅ローン返済に子の学費負担等が重なったことによる経済問題、能登半島地震の報道で震災を思い出したことによる精神的ショックなど、時間の経過とともに複雑化した相談が増えている。

被災者を取り巻く生活環境の変化により、抱える問題も複雑化・多様化しており、支援の継続が必要

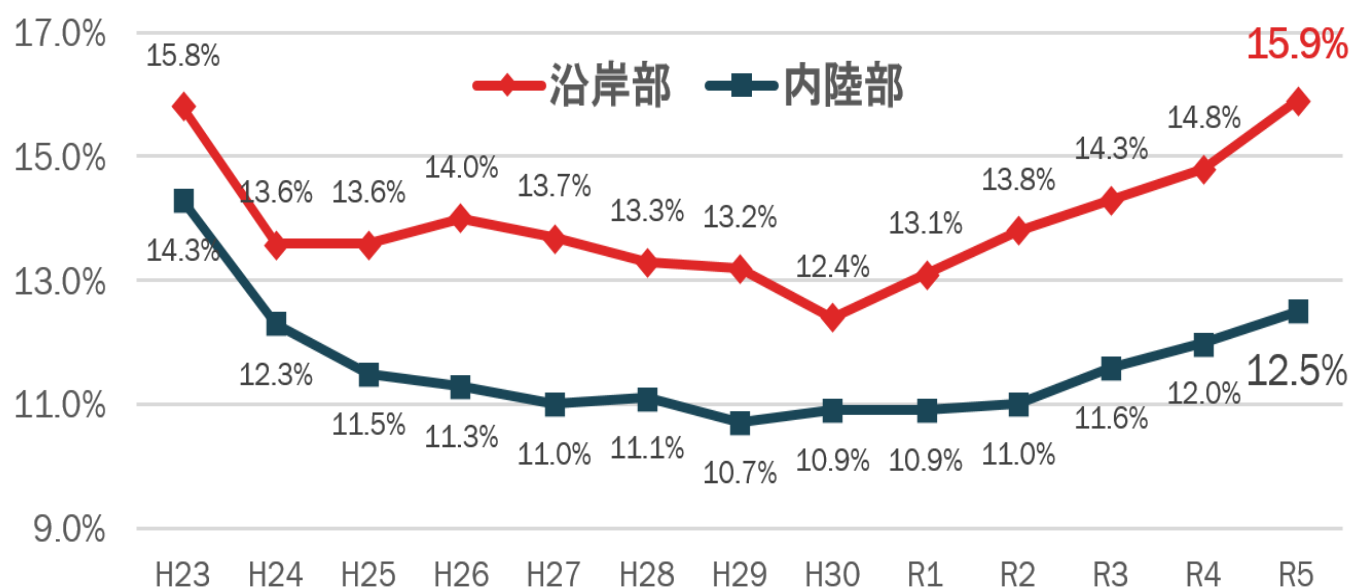
3 被災した子どもたちへの支援

被災した子どもたちの状況

沿岸被災地のサポートが必要な児童・生徒の割合は、内陸部より高く上昇傾向

[要サポート(※)児童・生徒の割合]

児童生徒が抱えているストレスの状況を把握するため、県が実施している「心とからだの健康観察」の調査結果では、内陸部より沿岸部でサポートが必要な児童生徒の割合が高い。



※「要サポート」とは
①「過覚醒」(緊張や興奮が過度になる反応)
②「再体験」(出来事を思い出してつらいと思う反応)
③「回避マヒ」(喪失の否認)
④「マイナス思考」(否定的認知)
のうち、1項目以上に該当する反応を示した児童・生徒

被災による心のダメージのほか、震災に起因した家庭の経済環境・住居環境の変化等の影響を受けている児童生徒へのスクールカウンセラー等による中長期的な対応が必要

4 なりわいの再生への支援

水産業の状況

震災を起因とするサケ等の資源、水揚量、養殖生産量等の減少は継続

- サケについては、東日本大震災津波によりふ化場が壊滅的被害を受け、復旧までの間の稚魚放流の中断等の影響によりサケ資源が減少
- アワビについては、種苗生産施設が全壊し、放流中断等の影響で、資源の回復が進まない中、A L P S 処理水の海洋放出による風評の影響により、単価が大幅下落

① 主要魚種の漁獲量

※ 震災前：H20～H22 の平均値

	震災前※	R3年度(震災前比)	R4年度(震災前比)	R5年度(震災前比)
サケ	25,053t	413t (1.6%)	446t (1.7%)	134t (0.5%)
サンマ	52,240t	2,883t (5.5%)	3,485t (6.6%)	4,366t (8.4%)
スルメイカ	18,547t	1,102t (5.9%)	2,010t (10.8%)	2,589t (14.0%)

② アワビ・ヒラメの漁獲量

	震災前※	R3年度(震災前比)	R4年度(震災前比)	R5年度(震災前比)
アワビ	343t	81t (23.6%)	111t (32.4%)	101t (29.4%)
ヒラメ	156t	107t (68.6%)	126t (80.8%)	122t (78.2%)

③ 産地魚市場水揚量

	震災前※	R3年度	R4年度	R5年度
水 揚 量	169,627t	82,920t	64,668t	66,428t
震災前比	—	48.9%	38.1%	39.2%

④ 養殖生産量

	震災前※	R3年度	R4年度	R5年度
生 産 量	47,478t	25,106t	25,304t	20,918t
震災前比	—	52.9%	53.3%	44.1%



アワビ巡流水槽
(岩手県栽培漁業協会)



サケ・マス類の海面養殖の様子

未だ震災前の水準まで回復していない状況であることから、引き続き、なりわいの再生への支援が必要

5 令和8年度以降も支援の継続が必要なその他の取組

(1) 移転元地の利活用

利用が決定している移転元地は全体の約62%

市町村では、復興庁の「土地活用ハンズオン支援事業」も活用しながら移転元地の利活用に取り組んでいるが、未だ活用割合が約6割にとどまっており、更なる活用を推進するため、国の支援の継続が求められている。

被災地の「まちづくりの推進」や「なりわいの再生」を一層進めるため、市町村の取組に対する支援の継続や各種補助制度による支援が必要

(2) 津波立地補助金

沿岸地域においては未利用地が多くあり、その活用による産業振興・雇用創出に向けた支援の継続が求められている。

被災地の産業振興と雇用拡大により、「なりわいの再生」を一層進めるため、同補助金やこれに代わる支援が必要

(3) グループ補助金

業態転換や新分野への展開において補助金返還を不要とするなど、柔軟な制度運用が求められている。

事業者を取り巻く環境が被災当時から大きく変化しており、柔軟な制度運用が必要

(4) 災害援護資金

やむを得ない事情による償還の遅れや、返済猶予が増加しており、市町村は、その立て替え払いのために、財政運営への著しい影響が懸念されている。

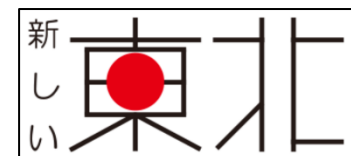
「災害援護資金」について、市町村の財政負担に配慮した償還期限の延長など柔軟な対応が必要

(5) 被災ミュージアムの再興

被災した博物館資料が膨大であり、修復に時間・経費を要することから、復興財源での支援の継続が求められている。

(6) 「新しい東北」官民連携推進協議会

復興を契機とした、創造と可能性の地としての「新しい東北」に向けては道半ばであり、国（＝官）による継続的な支援が求められている。



參考資料

移転元地の利活用

○ 利用が決定している移転元地は全体の約62%

【移転元地の利活用状況】

小規模の土地が点在している場合や、所有者が混在している場合が多いため、土地の集約や整地が進まず、大規模な土地としての一体利用が難しい。

市町村	対象面積	活用決定済面積（割合）	
野 田 村	10.7ha	10.7ha	(100.0%)
宮 古 市	33.7ha	16.1ha	(47.8%)
山 田 町	51.5ha	31.7ha	(61.6%)
大 槌 町	51.8ha	32.5ha	(62.7%)
釜 石 市	16.3ha	10.2ha	(62.5%)
大 船 渡 市	25.3ha	12.9ha	(51.0%)
陸前高田市	132.6ha	86.1ha	(64.9%)
合 計	321.9ha	200.2ha	(62.2%)



釜石市 唐丹地区



大槌町 町方地区

【利活用が進んでいない主な地区】

○荒川地区（釜石市）	活用済0.0ha/ 0.8ha	[活用率 0.0%]
○広田地区（陸前高田市）	活用済1.9ha/11.7ha	[活用率16.2%]
○船越・田の浜地区（山田町）	活用済5.0ha/19.0ha	[活用率26.3%]

<主な活用例> ①運動施設（野球場、サッカー場等） ②産業用地（農業施設、食品工場等）
③漁業施設（漁具置場等） ④太陽光発電施設

津波立地補助金

○ 事業概要

東日本大震災により被害を受けた津波浸水地域（岩手県、宮城県）及び福島県（避難指示区域等を除く）の一部地域において、工場等を新增設する企業に対する補助を行うもの。

○ 対象施設

- ① 工場 ② 物流施設（倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場）
- ③ 試験研究施設（高度な技術を製品開発に利用するための試験・研究施設）
- ④ コールセンター、データセンター又はそれに類似している施設 ⑤ 復興推進計画に基づく施設であり、知事が特に認める施設

○ 岩手県の状況

平成25年5月の公募開始以来、令和5年度までに第13次公募まで実施され、**70事業者、採択額約247億円が採択**された。

[参考] 主な採択実績

宮古市／電子部品製造工場 等

大船渡市／空気圧機器製造工場、漁具等製造工場、食品加工場 等

久慈市／貨物配送センター、食品加工場、装飾品製造工場 等

陸前高田市／食料品等製造工場、縫製工場 等

釜石市／貨物配送センター、食品加工場 等

大槌町／データセンター 等

山田町／木材加工場、電子部品製造工場 等

岩泉町／ゴム製品製造工場 等

洋野町／食品加工場、医療用機械部品等製造工場、食料品製造業 等

グループ補助金

○ 事業概要

中小企業等グループの復興事業計画が県の認定を受けた場合、施設・設備の修繕・復旧に要する経費の 3 / 4 を補助
(国 1 / 2、県 1 / 4)

○ 岩手県の状況

31次公募（令和 5 年度）までの段階において、**216グループ（1,573者）** に対して、**919億円を交付決定**

○ 日本商工会議所 東日本大震災からの「復興・創生」に関する要望(令和6年2月15日)

1. 創造的復興の実現に向けた取組みの加速・深化

3. 自立に向けた資金繰り支援の継続等

(2) 補助金の継続および弾力的な運用

- 補助金を活用し導入した施設・設備等の処分制限が、事業転換を図ろうとする事業者の前向きな取組みの妨げとなっているほか、廃業時においても処分制限がボトルネックとなり、円滑な廃業を妨げているケースもあることから、国は、以下の取組みを講じられたい。
 - 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助金」の継続実施と十分な事業実施期間の確保
 - 新たなグループ組成が困難となっている事業者における、既存グループへの追加時の申請要件（事業計画書の再提出等）の簡素化
 - **地域経済の新陳代謝を阻害している、補助金を活用し導入した施設・設備の処分（取り壊し・転用・貸付等）制限の緩和**

災害援護資金

○ 事業概要

- ・ 住居や家屋に被害を受け又は世帯主が重傷を負った場合、一定所得以下の世帯に対して市町村が無利子又は低利子で貸し付けるもので、用途は限定していない。
- ・ 原資は国と県で負担している(国 2 / 3、県 1 / 3)。

○ 貸付実績(令和5年12月31日現在)

沿岸被災地及び内陸の17市町村において、**延べ1,171件、30億3,200万円余を貸し付け**ている。(単位：件、千円)

	住家全壊	滅失流失	住家半壊	家財損害	重複・特別	世帯主負傷	計
件 数	198	694	207	50	21	1	1,171
金 額	463,020	2,109,144	337,420	61,318	60,400	1,000	3,032,302

○ 延滞状況(令和5年9月30日現在)

滞納件数は**291件 (28.0%)**、滞納額は **3 億600万円余 (14.4%)** (単位：件、千円)

	H30.9	R1.9	R2.9	R3.9	R4.9	R5.9
件数	81(17.3%)	171(23.8%)	241(27.8%)	253(26.8%)	263(26.4%)	291(28.0%)
金額	19,464(3.0%)	62,832(6.8%)	122,278(10.0%)	169,278(11.5%)	234,439(12.7%)	306,495(14.4%)

※ 内閣府が毎年9月基準で実施する調査結果に基づくもの。()内は貸し付けたもののうち、支払期日が到来したものに占める滞納の割合

○ 大槌町から復興庁への要望(令和5年10月12日)

4 災害援護資金の償還期間延長について

当町では、東日本大震災により被災された方に対し、生活再建等の資金として、これまで89名の方に2億4千85万円を貸し付けており、借受者の生活実態等の確認を行い、適切な貸付償還管理を実施してまいりました。

しかし、昨年度は当町からの督促及び連絡等に全く償還行動を示さない滞納者及び反応がない借受者に対し、支払督促等の法的措置を行わざるを得ない状況となりました。今後につきましても、定期的な現況調査を徹底し、状況に応じて償還猶予及び月割・少額償還等の申請を促すなど柔軟な対応により滞納抑止を図ってまいります。

しかしながら、**未回収となった場合は町の財政運営に著しい支障が生じることが懸念**されております。

つきましては、**償還期限を迎えても未回収となる「災害援護資金」の償還について、償還期間の延長を要望**します。

被災ミュージアム再興事業

○ 趣旨・目的

東日本大震災により被災した美術館・歴史博物館の再興を図ることにより東日本大震災からの復興に資することを目的とする。

○ 補助対象事業

被災した博物館資料を修理するための事業

○ 岩手県の状況

大船渡市 平成26年度終了

釜石市 平成27年度終了

山田町 平成28年度終了

陸前高田市 10万点を超える安定化処理等に未着手の資料がある。

(被災資料総数：46万点、R5までの処理数：35.5万点、R6処理予定数：約2万点)



書物の応急処置



民俗資料の洗浄



美術品の応急処置

「新しい東北」官民連携推進協議会

○ 復興大臣国会答弁(東日本大震災復興特別委員会 平成26年6月18日)

復興庁では、単なる原状復旧にとどめるのではなく、復興を契機に、今お話のありました人口減少、高齢化、産業の空洞化、これは将来の日本が抱えるだろう課題、これが目の前に来てしまった、この課題を解決して、**我が国や世界のモデルとなるような新しい東北を創造**すべく取り組みを進めております。

具体的には、子供の成長、活力ある高齢化社会、あるいは農産物などの地域資源を活用した産業、なりわいの再生などの五本柱をしっかりと仕立てて、この五本柱に沿って、官のみならず、民のノウハウや新たな発想を最大限に活用させていただいて、官と民の連携のもとに取り組みを強力に推進しております。

○ 「新しい東北」官民連携推進協議会 設立趣意書(平成25年10月25日)

東日本大震災という未曾有の災害から2年半が経過しました。この間、災害廃棄物の処理、公共インフラの復旧・復興、住宅再建、復興まちづくりなど、復旧・復興に向けた取組が進められてきました。

今後、さらなる復興を進めるに当たっては、生業と産業の再生や、これを通じた雇用の確保が大前提となります。これを実現するためには、東北地方がもつ潜在的な資源を発掘し、その可能性を最大限に発揮させていかなければなりません。また、人口減少や高齢化といった、我が国の地域が抱える課題についても、時機を逸することなく取り組んでいかなければなりません。

このように、震災からの復興を単なる「最低限の生活再建」にとどめるのではなく、**復興を契機に、地域の抱える課題を克服し、創造と可能性の地としての「新しい東北」の創造に向けた取組としていくことが重要**です。

被災地では、行政機関のみならず、幅広い担い手（企業、大学、NPO等）においても、復興に向けた様々な取組がすすめられています。こうした取組を進め、東北の持続的な活力に結び付けていくためには、被災地で活動している幅広い担い手が、互いの取組についての情報を共有し、総力を挙げ、連携していく必要があります。

このため、復興に携わる被災地内外の多様な主体が、情報の共有・交換を進めることができるネットワークを整備することで、それぞれの得意分野を活かしつつ、様々な連携の推進につなげていくことを目指し、『「新しい東北」官民連携推進協議会』を設置するものです。